

発議第 26 号

男女共同参画社会の本格的実施を求める意見書について
上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年12月16日提出

提出者

議会運営委員長 海老原 功一

男女共同参画社会の本格的実施を求める意見書

少子高齢化が急速に進展し、労働力人口が減少していく中で、地域社会の活性化を図るためには、あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり、一人ひとりの尊厳が大切にされ、普通に暮らせる社会の構築がますます重要となっている。千葉県では、2000年度に「千葉県男女共同参画計画」を策定し、5年毎に具体的施策を改善・充足し、来年度から第5次の計画をスタートさせる。

しかし、同じ正社員でありながら男女の賃金格差は大きく、また女性の約6割は、パートなどの非正規労働者として働いていることから、所得格差の拡大、貧困の連鎖は、全国はもとより、千葉県内でも改善には程遠い状況にある。

また千葉県では、全国で唯一、男女共同参画に関する条例を制定していない。それ以外にも、女性の社会進出を示す各種指標でも消極的姿勢が際立っている。

そこで千葉県に対し、第5次千葉県男女共同参画計画を次年度からスタートさせるにあたり、条例制定をはじめ、各種施策の拡充を求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月16日

千葉県知事 森田 健作 様

千葉県流山市議会